

群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター利用要
項

制定 平成19年12月1日

改正 平成20年2月15日

改正 平成24年4月1日

改正 平成28年4月1日

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター内規第8条の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2 センターは、次の各号に掲げる業務のために利用することができる。

- (1) 教育及び研究上必要と認められる試料の分析
- (2) その他センター長が特に認めた業務

(利用の資格)

第3 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が特に認めた者

(利用の申請)

第4 センターの施設又は設備を利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

2 利用期間は、利用の開始日にかかわらず、当該年度を超えることはできない。

(利用の承認)

第5 センター長は、第4により提出のあった利用申請書について承認の可否の決定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。なお、毒性や危険性を有する試料の分析や取扱いは認められないことがある。

(変更の届出)

第6 利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(機器使用料)

第7 センターが管理している機器（別表に掲げる機器）の利用者は、機器ごとに定められた使用料を負担するものとし、その使用料は別表のとおりとする。

(利用の報告)

第8 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 利用者は、センターを利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、

センターを利用した旨を明記し、その論文等の写しをセンター長に提出しなければならない。

(異常時の措置)

第9 利用者は、操作中の機器に異常が認められたときは、直ちに当該機器の操作を中止し、センター職員にその旨を通報しなければならない。

(要項の遵守等)

第10 利用者は、この要項、学内諸規程及び別に定める利用上の注意事項を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が前項の規定に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第11 センター長は、利用者が故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備を損傷した場合は、その賠償を求めることができる。

(秘密の保持)

第12 利用者は、センターで知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(要項の改廃)

第13 この要項の改廃は、研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門会議の議を経て、研究・産学連携推進機構長が行う。

附 則

この要項は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。